

議案第 11 号

甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例

(甲賀市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表甲賀市国際化推進委員会の項中「甲賀市国際化推進委員会」を「甲賀市多文化共生推進委員会」に、「国際化推進計画の策定」を「多文化共生推進計画の策定及びその推進」に、「1年」を「2年」に改め、同項の次に次のように加える。

甲賀市地域 情報基盤の あり方審議 会	甲賀市地域情報基 盤の今後のあり方 について調査し、審 議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	1年
------------------------------	---	--	---------------	----

第2条 甲賀市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表の1の表甲賀市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

甲賀市市民 参画・協働推 進検討委員 会	市民参画の推進及 び協働による市民 自治の実現に関し、 必要な事項につい て調査し、審議する こと。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代 表者 (3) 学識経験を有す る者 (4) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
-------------------------------	---	---	---------------	----

付 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

議案第 1 1 号参考資料

< 第 1 条関係 >

甲賀市附属機関設置条例新旧対照表

改正案					現行				
(設置等) 第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その 担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定 めるとおりとする。 2 ～ 4 (略) 別表 (第 2 条関係) 1 市長の附属機関					(設置等) 第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その 担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定 めるとおりとする。 2 ～ 4 (略) 別表 (第 2 条関係) 1 市長の附属機関				
名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の 任期	名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の 任期
(略)					(略)				
甲賀市多 文化共生 推進委員 会	多文化共生推進計 画の策定及びその 推進について調査 し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代表者 (3) その他市長が適当と 認める者	10人 以内	2年	甲賀市国 際化 推進委員 会	国際化推進計 画の策定 について調査 し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代表者 (3) その他市長が適当と 認める者	10人 以内	1年
甲賀市地 域情報基 盤のあり 方審議会	甲賀市地域情報基 盤の今後のあり方 について調査し、 審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が適当と 認める者	10人 以内	1年					
(略)					(略)				
2 及び 3 (略)					2 及び 3 (略)				

<第2条関係>

甲賀市附属機関設置条例新旧対照表

改正案					現行				
(設置等) 第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。 2～4 (略) 別表(第2条関係) 1 市長の附属機関					(設置等) 第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。 2～4 (略) 別表(第2条関係) 1 市長の附属機関				
名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期	名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市総合計画審議会	総合計画の策定及びその推進に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が 適当と認める者	20人以内	2年	甲賀市総合計画審議会	総合計画の策定及びその推進に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が 適当と認める者	20人以内	2年
甲賀市市民参画・協働推進検討委員会	市民参画の推進及び協働による市民自治の実現に関し、必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代表者 (3) 学識経験を有する者 (4) その他市長が 適当と認める者	15人以内	2年					
(略)					(略)				
2及び3 (略)					2及び3 (略)				

付 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

議案第 20 号

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例

甲賀市消防団条例（平成１６年甲賀市条例第１７９号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「基本団員」を「団員」に、「別表第１に定める額」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同条第２項中「前項に規定する報酬は、」を「基本団員には、年額報酬として別表第１で定める額を」に改め、同条第３項を次のように改める。

３ 基本団員が水火災等及び訓練のために出動したとき若しくは公務により研修会等に出席したとき又は支援団員が水火災等及び訓練のために出動したときは、出動報酬として別表第２で定める額を支給する。

第１５条第１項を次のように改める。

団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

第１５条第２項中「前項に規定するもののほか、団員が、公務のため旅行したときは」を「旅費の額及びその支給方法については」に、「例により支給する」を「例による」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第１４条関係）

年額報酬	
区分	金額（円）
団長	８２，５００
副団長 方面隊長・隊長	６９，０００
副隊長 分団長	５０，５００
副分団長	４５，５００
部長	３７，０００
班長	３７，０００
団員（支援団員を除く。）	３６，５００

別表第２（第１４条関係）

出動報酬		
区分		金額（１回につき）（円）
出動	水火災等（４時間未満）	４，０００
	水火災等（４時間以上）	８，０００
	訓練	２，５００
公務	研修会等	２，０００

付 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

甲賀市消防団条例新旧対照表

改正案	現行						
(報酬) 第14条 団員____の報酬は、<u>年額報酬及び出動報酬</u>とする。 2 基本団員には、<u>年額報酬として別表第1で定める額を毎年12月に支給する。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。</u> 3 <u>基本団員が水火災等及び訓練のために出動したとき若しくは公務により研修会等に出席したとき又は支援団員が水火災等及び訓練のために出動したときは、出動報酬として別表第2で定める額を支給する。</u> (費用弁償) 第15条 <u>団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</u> 2 <u>旅費の額及びその支給方法については_____、甲賀市職員の旅費に関する条例（平成16年甲賀市条例第41号）の例による_____。</u> 別表第1（第14条関係） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">年額報酬</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>金額____（円）</th></tr> </table>	年額報酬		区分	金額____（円）	(報酬) 第14条 基本団員の報酬は、<u>別表第1に定める額</u>とする。 2 前項に規定する報酬は、_____毎年12月に支給する。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。 3 <u>支援団員には、報酬を支給しないものとする。</u> (費用弁償) 第15条 基本団員が水火災等及び訓練のために出動したとき、若しくは公務により研修会等に出席したとき、又は支援団員が水火災等及び訓練のために出動したときは、<u>別表第2に定める額を費用弁償として支給する。</u> 2 前項に規定するもののほか、<u>団員が、公務のため旅行したときは、甲賀市職員の旅費に関する条例（平成16年甲賀市条例第41号）の例により支給する。</u> 別表第1（第14条関係） <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>報酬年額（円）</th></tr> </table>	区分	報酬年額（円）
年額報酬							
区分	金額____（円）						
区分	報酬年額（円）						

団長	82,500
副団長	69,000
方面隊長・隊長	
副隊長	50,500
分団長	
副分団長	45,500
部長	37,000
班長	37,000
団員（支援団員を除く。）	36,500

別表第2（第14条関係）

出動報酬		
区分		金額（1回につき）（円）
出動	水火災等（4時間未満）	4,000
	水火災等（4時間以上）	8,000
	訓練	2,500
公務	研修会等	2,000

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

団長	82,500
副団長	64,000
方面隊長・隊長	
副隊長	50,500
分団長	
副分団長	45,500
部長	37,000
班長	37,000
団員（支援団員を除く。）	36,000

別表第2（第15条関係）

費用弁償		
区分		金額（1回につき）（円）
出動	水火災等	1,900
	訓練	1,600
公務	研修会等	1,600

議案第 2 1 号

甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲賀市消防団員等公務災害補償条例（平成１６年甲賀市条例第１８１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

甲賀市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正案	現行
(損害補償を受ける権利) 第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 _____ _____ 付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。	(損害補償を受ける権利) 第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>